

北朝鮮による三度目の核実験の強行に対し厳重に抗議する決議

去る2月12日、北朝鮮政府は、一連の国連安保理決議や6カ国共同声明、日朝平壌宣言に明確に違反し、実に三度目となる核実験を強行した。

国際社会は、昨年12月12日の事実上の長距離弾道ミサイル発射を受けて、本年1月22日、国連安保理において、北朝鮮に対し、決議第1718号及び第1874号の遵守やすべての核兵器・核計画放棄を求め、さらなる弾道ミサイル発射や核実験を実施した場合には安保理が重要な行動をとる決意を表明すること等を内容とする決議第2087号を採択するなど、懸念を表明していた。

今回の核実験は、これらの国際社会の声を無視して強行されたものであり、たび重なる核実験は、国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦であるばかりでなく、唯一の被爆国である我が国として断じて容認できない暴挙であり、厳重に抗議し、断固として非難する。

また、北朝鮮による核・弾道ミサイルの開発は、北東アジアのみならず国際社会全体の平和と安定を脅かすものであり、決して許されるものではない。

東大和市議会は、非核平和都市を宣言する自治体の市民を代表して、世界の恒久平和と北東アジアの平和と安定を願い、北朝鮮政府がふたたび核実験や長距離弾道ミサイルの発射を行わないことを強く求めるとともに、北朝鮮政府が国連安保理決議を守り、6カ国協議の共同声明に立ち返り、国際社会の責任ある一員としての行動をとるよう強く強く求めるものである。

以上、決議する。

(議決日) 平成25年2月26日

(送付日) 平成25年3月5日

(送付先) 朝鮮民主主義人民共和国国防委員会